

産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書添付書類一覧

1	法第15条第2項第1号に掲げる事項（氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名）に変更があった場合には、個人にあっては住民票の写し及び登記されていないことの証明書、法人にあっては定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人登記簿謄本）
2	産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に変更があった場合には、変更後の設置に関する計画を記載した書類及び変更後の当該産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
3	産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に変更があった場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
4	法施行規則第12条の10第6号に規定する事項（法定代理人、役員、5%以上株主・出資者、使用人）の変更の場合には、当該変更に係る者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書（法人登記簿謄本）並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書。5%以上株主・出資者が法人である場合には、登記事項証明書（法人登記簿謄本）並びに法人にあっては登記事項証明書（法人登記簿謄本）（役員の変更の場合に限る。）

- ※ 登記されていないことの証明書：後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。
- ※ 住民票の写しは、本籍地（外国籍の方の場合は国籍等）が記載されており、個人番号（マイナンバー）は記載されていないものとする。
- ※ 住民票、登記事項証明書（法人登記簿謄本）、登記されていないことの証明書、等の各種証明書は、発行日から3ヶ月以内のものであること。
- ※ 上記に掲げるほか、次頁「産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書の添付書類作成要領」に掲げる書類を作成すること。

産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書の添付書類作成要領

1. 法第15条第2項第1号に掲げる事項（氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名）及び法施行規則第12条の10第6号に規定する事項（法定代理人、役員、5%以上株主・出資者、使用人）の変更の場合

- (1) 新旧対照表（※1）
- (2) 誓約書（※2）

※1 代表者及び役員・株主等の変更の場合は添付書類様式の「役員・株主等の変更に係る新旧対照表」を用いてください。

※2 代表者を変更した場合と新たな役員等が就任した場合のみ誓約書の添付が必要です。住所のみの変更の場合と退任のみの場合は不要です。

2. 構造上の変更の場合（※3）

- (1) 構造上の変更事項の一覧表

- (2) 変更前と変更後の平面図、立面図、断面図

（前項の一覧表記載事項と関連付けて作成すること。ただし、図面上で変更事項が表記できない場合は、当該事項を示す設計書、仕様書等の書類を添付すること。）

- (3) 処理に伴い発生する排ガスについて、次の事項を記載した書類

- ①量（必要に応じて、当該量の算出の根拠を含む。）
- ②処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）

- (4) 処理に伴い発生する排水について、次の事項を記載した書類

- ①量（必要に応じて、当該量の算出の根拠を含む。）
- ②処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）

- (5) 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値（排ガス中の大気汚染物質及び放流水中の水質汚濁物質の設計計算上達成することができる値）を記載した書類

（必要に応じて、当該数値の算定根拠、又は当該数値を達成することができることを示す同等仕様の施設における試験結果等を含む。）

- (6) 構造基準適合表

（法施行規則第12条及び第12条の2の基準に適合していることを示す文書）

- (7) 構造上の変更により、維持管理上の変更が生じる場合には、3. の書類

- (8) その他構造上の変更に関する事項を記載した書類

3. 維持管理計画の変更の場合（※3）

- (1) 維持管理計画の変更点の一覧表

- (2) 変更後の運転管理マニュアル

（管理手順、緊急時対応要領、点検表様式を含んだもの。）

（前項の一覧表記載事項と関連付けて作成すること。）

- (3) 排ガスの性状、放流水の水質について、その他の生活環境の保全のため達成することとした数値（排ガス中の大気汚染物質及び放流水中の水質汚濁物質の管理目標値）を記載した書類

- (4) 維持管理基準適合表（法施行規則第12条の6及び第12条の7の各基準に適合していることを示す文書）

- (5) その他の維持管理計画の変更に関する事項を記載した書類

※3 下表左欄に掲げる施設の場合には、同右欄に記載のとおり取り扱うこととする。

<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年6月18日以降に、法第15条第1項の設置許可、又は法第15条の2の4の変更許可を受けた場合。 ・平成15年度以降に、維持管理計画の変更に係る軽微変更届出を行った場合。 	2. (3) 及び (4) 排ガス・排水の量、排出口の位置、排出先に関する書類を不要とする。
同上	3. (3) 排ガスの性状・排水の水質についての管理目標値を記載した書類
平成9年12月1日に産業廃棄物処理施設としてみなし許可を受けた焼却施設であって、平成15年度以降に構造上の変更に係る軽微変更届出を行った施設に該当しない場合。	2. (4) 排水の量、排出口の位置、排出先に関する添付書類を不要とする。

※ 添付書類作成例

添付書類目次
別紙1 変更点一覧（理由）
別紙2 変更前後の平面図、立面図
別紙3 処理に伴い生ずる排ガスについて
別紙4 処理に伴い生ずる排水について
別紙5 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質などについて
別紙6 構造基準適合表
別紙7 運転管理マニュアル
別紙8 排ガスの性状、放流水の水質などについての管理目標値
別紙9 維持管理基準適合表

別紙1
<p>変更点一覧</p> <p>1. 構造上の変更</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) シャワー塔からFRP製充填塔への変更及び循環水のpH調整の実施</p> <p style="padding-left: 40px;">変更理由：施設を保全し排ガス処理効率を向上させるため。</p> <p style="padding-left: 40px;">・・・</p> <p>2. 維持管理方法の変更</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 湿式排ガス処理装置の循環水のpH調整</p> <p style="padding-left: 40px;">変更理由：1. (1) に同じ</p> <p style="padding-left: 40px;">・・・</p>

処理に伴い生ずる排ガスについて

(1) 量

乾き排ガス量：最大 5,500Nm³/h、通常 5,000Nm³/h

湿り排ガス量：最大 8,200Nm³/h、通常 7,500Nm³/h

※ 計算根拠は別添のとおり。

(2) 処理方法等

処理方法 バグフィルター及び湿式排ガス洗浄（充填塔スクラバー）

別紙2 ⑬排ガス処理装置参照

排出方法 別紙2 ⑮煙突参照

処理に伴い生ずる排水について

以下の理由により、処理に伴い生じる排水はありません。

- (1) 湿式排ガス洗浄に用いる循環水は循環利用し、一定期間後に廃液として搬出し産業廃棄物として処理する。
- (2) 水冷壁の冷却水は蒸発分を補給するのみで排出しない。

設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質などについて

(1) 排ガスの性状

ダイオキシン類濃度 ○○ng-TEQ/Nm³

(別添計算書及び同型機同等使用条件における測定実績による)

ばいじん ○○g/Nm³

(別添計算書及び同型機同等使用条件における測定実績による)

硫黄酸化物 ○○ppm (別添計算書による)

塩化水素 ○○mg/Nm³ (別添計算書による)

窒素酸化物 ○○ppm

(別添計算書及び同型機同等使用条件における測定実績による)

(2) 排水の性状

処理に伴い生じる排水はありません。

構造基準適合表

基準項目	計画内容
I 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	コンクリート基礎の上に固定している。 構造計算を行い設計した架台に固定している。
II 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生じる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	これまでシャワー塔における腐食がみられたが、耐腐食性材料への変更及び循環水のpH調整を行うことにより防止する。
...	

運転管理マニュアル

(1) 始業前点検

- ① 排気ダクト、配管の破損の有無を点検する。
- ② 空運転において通電状況、差圧、ファンその他設備の異常音の有無を確認する。

...

(2) 処理事業時確認事項

...

(3) 処理終了時確認事項

...

排ガスの性状、放流水の水質などについての管理目標値

(1) 排ガスの性状

ダイオキシン類濃度 ○○ng-TEQ/Nm³ばいじん ○○g/Nm³

硫黄酸化物 ○○ppm

塩化水素 ○○mg/Nm³

窒素酸化物 ○○ppm

(2) 排水の性状

処理に伴い生じる排水はありません。

維持管理基準適合表

基準項目	計画内容
<p>1. 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる前に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。</p>	<p>処理対象物である木くず以外のものが混入しないよう、入門時の積荷の目視、受入直後のダンプ時の内容物検査を行い、不適物は受け入れず、持ち帰らせる。検査責任者を選任し、当該検査結果を記録する。CCA 処理木材については排ガスや燃え殻の性状に影響を及ぼすため、契約において禁忌物として明記し、検査においても重点的に検査する。</p> <p>スケールにおいて受入重量を計量し、処理能力を大幅に超過する場合には搬入規制を行う。</p>
<p>2. 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。</p>	<p>投入作業におけるマニュアルを作成し、過大投入とならない方法（バケット半分を10～15分間隔で投入）を遵守する。</p> <p>投入回数と時刻は作業従事者が記録し、当該記録は技術管理者が確認する。</p> <p>投入作業状況は技術管理者が随時確認し、異常時は従事者に是正を指示する。当該確認結果及び指示事項は記録する。</p>

...